

平成30年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成30年10月9日（火）午後1時30分～午後2時36分
場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室
出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員
欠席委員：なし
事務局：鈴木総務課長、大手課長補佐、三浦主任主事
実施機関：和田産業振興課長、仲田農政係長、安藤主事（議事2(1)のみ出席）

公開・非公開の別 公開

傍聴人 1人

会議次第

- 1 会長挨拶
- 2 議事
 - (1)オンライン結合による外部提供について（諮問）
 - (2)その他
- 3 その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成30年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

今回の審査会の内容につきましては、1点目としまして「オンライン結合による外部提供について（諮問）」の案件について、実施機関（環境経済部産業振興課）による内容説明及び質疑応答を行います。

なお、会議に先立ちまして、委員の皆様の上に「四街道市個人情報オンライン結合基準」と書かれた資料を配布させていただきました。こちらは、平成15年に当時の審査会へ意見照会させていただいた上、市の内規として定めさせていただいたものでございます。資料として参考とさせていただければと存じます。

2点目のその他としまして、事務局より、前回の審査会でご報告させて頂きました平成29年度情報公開制度に関する実績報告のうち未処理分

の追加報告、及び、次回以降にご審議いただく内容等について、ご説明いたします。最後に 次回の日程調整 を予定しております。

それでは、会議次第1 会長挨拶に移らせていただきます。会長よりご挨拶をお願いいたします。

酒井会長：～あいさつ～

事務局：ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆さんのご協力の程、よろしくをお願いいたします。

ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、本日の会議は成立いたしました。また、会議の公開・非公開につきましては、本日審議する議題に非公開とすべき内容はありませんので、公開の会議としたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第については配布するものといたします。公開する議事資料についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び公開する議事資料につきましては、傍聴人に配布することといたします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、発言者名を明記いたします。

これより、議事に入りたいと思います。本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局：傍聴希望者が一人おられます。

酒井会長：傍聴希望者が一人おられるということでございますので、ただ今より傍聴人の入室を許可いたします。

～傍聴人 入室～

酒井会長：傍聴人の方におかれましては、お手元の傍聴要領に従い、静粛に傍聴していただくよう、お願いします。

酒井会長：それでは、会議次第2の議事の1点目、オンライン結合による外部提供について（諮問）でございます。これより実施機関（環境経済部産業振興課）による説明に移りたいと思いますが、委員の皆様、資料の方は揃っておりますでしょうか。

委員全員：～資料確認～

酒井会長：それでは、実施機関職員の入室を許可いたします。

～実施機関職員 入室～

～実施機関職員 紹介～

酒井会長：それでは、産業振興課の皆様におかれましては、本日、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

すでに、「オンライン結合による外部提供について（諮問）の諮問書及び内容説明の資料」はいただいておりますが、まず今回情報公開・個人情報保護審査会に諮問される経緯、そして今後のスケジュール等について、内容をご説明いただきたいと思います。

～実施機関職員によるオンライン結合の説明及び今後のスケジュールの説明～

酒井会長： ありがとうございます。

ただいま、実施機関職員よりオンライン結合の説明及び今後のスケジュールの説明がありましたが、何か質問等がありましたら委員の皆さんお願いいたします。

酒井会長：近隣市町村のオンライン結合の検討状況はどのようになっておりますか。

実施機関：オンライン結合は平成31年度から開始される予定ですので、県内において森林を所有している市町村では当市と同様な状況であると思われます。

高山委員：四街道市の森林の状況を確認したいのですが、日本では森林所有者の90パーセント以上が所有面積10ヘクタール未満の所有者であり、そのうち25パーセント以上が市内在住者以外の方が所有しているという統計があるようですが、四街道市の場合は、全国平均から見てどのような現況になっていきますか。

実施機関：森林所有者のうち市内在住者の所有率につきましては後ほど確認のうえ、回答させていただきます。

畠中委員：資料1の7ページに「バックアップ情報が復元できることを保証するものとする」との記載がありますが、このバックアップの責任の所在はどこになりますか。

実施機関：県が事業者へ委託しておりますので双方が責任者になります。

畠中委員：一般的にはクラウドですと、データのバックアップは保証されません。それはデータの保存場所を明らかにしていないためです。本件については、県が責任を負うということですが、県が責任を負うとすれば、サービスレベルアグリーメントを四街道市と千葉県で取り交わすか、或いは、NTT東日本株式会社がバックアップをするのであれば、NTT東日本株式会社と千葉県で取り交わす必要があります。サービスレベルアグリーメントについての記載が無いと、データの保証先が明確になっておりませんが、責任の所在はどのようになっておりますか。それから、「冗長化を行う」との記載がありますが、ハードディスクはど

のような構造になっていますか。

実施機関：まず、データのバックアップの責任の所在についてですが、現在、システムの構築にあたり、県と事業者で契約を締結しており、当該契約においてバックアップについて規定されておりますので、事業者が責任を負うこととなります。今後、システムを運用していくにあたり、来年度当初に市町村と当該事業者とが契約を締結することとなりますので、契約時にデータのバックアップ等を含めまして再度確認することとなります。次に冗長化につきましては、単一障害点（その箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所）を作らないために、複数のディスクに分散して保管するという説明を県から受けております。

畠中委員：サービスレベルアグリーメントがありますので、よく確認をしてください。また、「本システムは、NTT東日本株式会社のデータセンターにサーバーを設置し」と記載がありますので、NTT東日本株式会社が責任を負うことということですね。

実施機関：県が契約している事業者とNTT東日本株式会社とが責任を負うこととなります。

畠中委員：サーバーに冗長性を持たせたり、また、バックアップを保証するためにハードディスクを何台も使用する「RAID（レイド）」という技術的な対策を講ずるなどの必要性が根本にあります。

資料1の11ページに「各ユーザーの利用制限を行う」と記載されていますが、この利用制限はどのように行うのですか。

実施機関：利用制限につきましては、資料1の8に千葉県森林クラウド利用要領(案)がありますが、10から11ページの第9条第2項各号に規定されておりまして、管理権限などが記載されております。

畠中委員：この部分は「利用者となった場合の権限」についての記載だと思いますが、「利用者」となるのは誰ですか。

実施機関：利用者は資料1の8、9ページの第4条に本システムの利用できる者が規定されておりまして、一部県でも検討中のものもありますが、利用団体、県、市町村、要件を満たす林業事業者などとなっております。

畠中委員：システムを利用できる者を明確に規定する必要があり、誰でも利用できるようでは危険があります。

また、資料1の2ページにインターネットを使用して無害化という記載がありますが、これはどのようなことなのか、後ほど確認願います。

実施機関：ご質問の内容は、後日、県又は事業者を確認をいたします。

高山委員：森林クラウドを利用する際の費用負担はどのようになっていますか。

実施機関：森林クラウドの費用負担は県と市町村で分割の負担となっており、県から示されている平成31年度の四街道市分の予算としては年間7万6千円程度となっておりますが、当市の予算計上として10万円程度を見込んでおります。

高山委員：森林環境譲与税はどのようになっていますか。

実施機関：森林環境譲与税は国税として住民税に上乗せして課税する予定となっております。

高山委員：森林管理システムと森林環境譲与税はセットであり、来年度の税制改正において森林環境譲与税が創設されれば、平成36年度から住民税に一人年額千円を上乗せされるとの報道もあります。

酒井会長：先ほど畠中委員からも質問がありましたが、システムを利用できるものとして、市町村の場合は本システム業務担当職員とありますが、四街道市の場合はどのような方を想定していますか。

実施機関：産業振興課農政係の林業担当の職員を想定しております。

高山委員：森林総合監理士などは配置されていますか。

実施機関：当市におきましては、専門職の配置はなく、一般職の職員が事業を行っております。

酒井会長：資料①、4ページに別紙3、資料①の4に提供する個人の類型と提供先

として、県の次に要件を満たす林業事業者（森林法施行令第10条）と記載されていますが、これは具体的に何を指していますか。

実施機関：要件を満たす林業事業者は資料④の5ページに森林法施行令を添付させていただいておまして、第10条第3項に「当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」となります。法第11条第5項は、同資料の2ページに森林法を添付してあります。その中に森林経営計画が規定されておりまして、内容は記載のとおりであります。この規定に基づき、森林経営計画を市から認定された林業事業者が、要件を満たす林業事業者になります。

実施機関：先程の高山委員のご質問で森林の市内在住者の所有率ですが、平成12年の農林業センサスの数値で、約69.7パーセントとなっております。

酒井会長：先程、「要件を満たす林業事業者」について、森林法施行令第10条に該当する事業者と説明いただきましたが、具体的な事業者は想定されていますか。

実施機関：現在、千葉県森林組合が下刈り、間伐、枝打ち、除伐などの作業を受託しておりますので、想定できるものとして千葉県森林組合、また、民間の林業事業者も可能性としてあります。

酒井会長：今ある森林組合はどのような団体ですか。

実施機関：森林組合は森林所有者や県の林業普及員などで構成された団体で、組合の主な取り組みとして、先ほどもご説明しました森林整備の他、木材の加工及び販売、森林整備に係る指導などを行っております。

酒井会長：市町村が構成する組合とは異なるということですか。

実施機関：県の森林組合につきましては、例えば四街道市とか他の市町村が出資して構成されているものではありません。

酒井会長：その他ご質問等ございますか。

酒井会長：実施機関の担当者としては公益上の必要性についてどのように認識されていますか。

実施機関：現在の事務といたしましては、事業者から提出された伐採届等を紙ベースで県に提出しており、その内容が県において台帳等に反映されるまで時間を要しております。来年度から森林クラウドを利用することにより、データの閲覧等がオンライン上で可能となるため、事務の効率化が図れるものと考えております。

酒井会長：オンライン結合による外部提供についての個人情報保護の審査ということですが、個人情報保護のために必要な措置が十分に講じられているということが非常に重要なポイントであります。実施機関の担当者としては必要な措置を講じられていると結論付けられますか。

実施機関：個人情報を閲覧、取得できる方が限られており、県から許可を得た事業者となっておりますので、個人情報の保護が図れていると考えております。

酒井会長：委員の皆様、その他にご意見、ご質問等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは実施機関からの説明は以上といたします。

～実施機関退室～

酒井会長：今回の諮問に対する答申（案）につきましては、今後、事務局と調整しますが、答申の方向性につきまして委員の皆様から伺い取りまとめたいと存じます。
何かご意見等はございますか。

木谷委員：システム、技術的にも個人情報保護への対応はされており、利用者も制限されておりますので、目的に叶ったものと考えております。

荒木委員：実施機関の担当から説明をいただき、オンライン結合について特に問題

はないと考えます。

畠中委員：後ほど回答を依頼したものもありますが、概ね内容を理解することができました。オンライン結合ではシステムの安全管理が重要であり、本件で対象となる個人情報には森林所有者の氏名・住所等に関する情報となりますが、当該情報がどのように保護されるかでありますので、只今、実施機関からの説明を受けた限りでは、特に問題はないと考えます。

高山委員：公益上の必要性があり、個人情報の取り扱いも適正であり、利用者も少ないということで特に問題はないと考えます。

酒井会長：只今、委員の皆様からいただきましたご意見等は、考え方が同じ方向にあると思います。審査会として、今回の諮問に対する答申は、オンライン結合による外部提供を認める方向で答申(案)を具体的に取りまとめ、事務局と調整し委員の皆様へ送付しますので、内容をご確認いただきまして、ご意見等を頂戴したいと考えております。よろしく申し上げます。

酒井会長：議事の二点目、その他を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局：～平成29年度情報公開制度の実施状況追加報告の説明～

酒井会長：只今の追加報告の説明につきまして、何かご質問等ございます。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特になさるので、その次に移ります。

酒井会長：事務局から他に何かございますか。

事務局：特にありません。

酒井会長：それでは議事の二点目を終了します。次に会議次第の3その他として次回の審査会の日程を決定いたします。事務局から開催につきまして何か案がございますか。

事務局：次回の審査会ですが、今回の諮問の答申をするため31年1月の初旬に
お願いをしたいと考えております。

酒井会長：平成31年1月15日の13時30分で如何でしょう。

委員全員：～了承～

酒井会長：次回の審査会は、31年1月15日の13時30分から開催の予定で決
定いたします。

酒井会長：以上で会議次第3その他を終了いたします。

酒井会長：最後に委員の皆様から何かご意見等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：事務局から他に何かございますか。

事務局：特にありません。

酒井会長：以上もちまして、平成30年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護
審査会を終了します。